

月。法律の全訳が掲載されている。

(18) Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes (Artikel 96). Vom 26. Juli 2002. BGBl. 2002 I S. 2863.

連邦政府提出法案 Drs. 14/8994. 法務委員会は、政府案のまま無修正で議決するよう連邦議会に勧告した (Drs.14/9425)。連邦議会での可決は2002年6月21日。連邦参議院での同意は2002年7月12日。

(19) Gesetz zur Änderung des Gerichtsverfassungs-

gesetzes. Vom 26. Juli 2002. BGBl. 2002 I S.2914.

連邦政府提出法案 Drs.14/8978. 法務委員会は、基本法第96条第5項の改正案とともに審議し、同改正案と同様、政府提出法案のまま無修正で議決するよう連邦議会に勧告した (Drs.14/9425)。連邦議会での可決は2002年6月14日。連邦参議院での同意は2002年7月12日。

(とだ のりこ・海外立法情報課)

【短信：ドイツ】

カジノ法——温泉湯治場からオンラインまで

戸田 典子

WWW.カジノ・ハンブルク

2002年10月28日18時、ドイツ初のオンラインカジノが営業を開始した。ハンブルク市 (州と同格) のカジノ・ハンブルク社が市の許可を得てインターネット上に開設したもので、市の財務大臣が「3」に賭け札 (ジュトン) を置き、ゲームがスタートした。カメラがルーレットを撮影し、ライブでネットにのせる。客は自宅のパソコンの前でマウスをつかって賭け札を置く。賭金はクレジットカードで支払い、勝てば金は口座に入金される。このカジノは1998年頃から準備を始めようやく開設にこぎつけた。

刑法典の賭博禁止規定

ドイツでは日本と同様、賭博は刑法典によって禁じられている。すなわち、刑法典第284条は、「官庁の許可を受けないで、公然と (öffentlich) 賭博を開催し、維持し、又はそのための設備を用意した者」を、また同第284a条は、「公然の賭博 (第284条) に参加した者」をそれぞれ自由刑又は罰金に処すると定めて

(注1)
いる。

賭博の禁止は、北ドイツ連邦時代に遡る。すなわち、1868年制定の法律により禁止され、ドイツ帝国の刑法典にこれが継承され、刑法典の改正を内容とする1919年制定の賭博禁止法により、禁止規定は今日のものに近い形に整えられた。^(注2)

カジノが「官庁の許可」を得た賭博場として初めて解禁されたのは、1933年の公認の賭博場 (öffentliche Spielbank)^(注3) の許可に関する法律の制定による。この法律は、年間7万人以上の客 (その内15%は外国人であること) が訪れる温泉湯治場又は外国のカジノの近接地にのみ、帝国内務大臣がカジノの設置を許可することができる、としていた。帝国内務大臣はこの法律に基づき、1938年に公認の賭博場に関する法規命令^(注4) を発して、営業日、カジノ税 (Spielbankabgabe)、従業員へのチップの取扱い等を定めた。

カジノの許可は州の権限

中央集権制のナチス体制が崩壊した第2次世界大戦後の西ドイツでは、連邦制が復活し、これらのカジノ関連法令を、連邦法として存続させるか、州法として存続させるかの決着がつかず、ようやく1970年3月18日の連邦憲法裁判所の判決^(注5)により、州法とされた。

連邦憲法裁判所は、カジノ関連法令について、税法、経済法又は労働法であるか否かを検討した。これらは、連邦が専属的に、又は州と競合して立法権限を有する領域である。カジノ関連法令は、これらのいずれでもなく、公共の安全と秩序の維持に関する法令とされた。この領域には連邦の立法権限は及ばないため、カジノ関連法令は州法であるとの結論が下されたのである。同じ連邦制の国であっても、スイス、オーストリアでは、カジノについては連邦法が定めている。

連邦憲法裁判所は、カジノを許可する理由は、カジノを国家（ここでは州）が厳格に監督することにより、「人間の自然な射幸心を不法な搾取から守る」ことにあるとし、「カジノ経営から生ずる収益は私人のポケットに入るべきではなく、大部分を公益目的のために」使うべきであるとしている^(注6)。本来禁止すべき危険なカジノを国家のコントロール下でのみ許し、収益は公益のために使うという姿勢は解禁当初から現在まで一貫している。また、1933年の法律が外国人客の比率をカジノ許可の条件としていたように、カジノを有力な観光資源の一つと見る視点も今なお変わっていない。

現在刑法典にいう「官庁の許可」を受ければ許される賭博として

1. ゲーム機器を業として設置すること、その他の利得の可能性のあるゲームの開催、ゲームセンターの経営

2. カジノ

3. 競馬

が挙げられる。

この内 1.のゲーム機器については、連邦法である営業法（Gewerbeordnung）が、その第33c条から第33g条まで及び第33i条の規定で設置等の許可について定めているが、2.のカジノについては、第33h条第1項で、同法の対象外と明記している。つまり連邦法はカジノに関しては規定せず、州法に委ねている。

州カジノ法とその課題

現在ドイツの16州中、1933年の法律を継承しているザールラント州を除く15州が、1970年代以降、各々カジノ法を新たに定めている。各州のカジノ法は、設置許可の要件、州による監督、カジノ税、従業員へのチップの扱いとチップへの課税等について定めている。

許可権限を有するのは通例州の内務省であるが、財務省としている州もある。

許可には有効期間を設定している州が多い。たとえばザクセン州は最長10年、ハンブルク市は最長15年としている。

カジノ税は極めて高率で、通例「総ゲーム収益」（Brutto-Spielertrag）の80%である。総ゲーム収益の額によって税率に段階を設けている州もある。2000年のドイツのカジノの総ゲーム収益は19億ドイツマルクである^(注7)。1999年にカジノが州に納めた税の総額は14億ドイツマルクである^(注8)。

1970年に13箇所だったカジノは2001年の時点で支店を含め66箇所^(注9)に達している。カジノの形態としては、州が直接設置するもの（バイエルン州）、州が100%出資する会社が運営するもの（ニーダーザクセン、ノルトライン・ヴェストファーレン、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン等9州）、民営のもの（バーデン・ヴュルテンベルク、ヘッセン等6州）^(注10)がある。

【オンラインカジノ】

カジノをめぐる最も現代的な課題であるオン

ラインカジノについて、ハンブルク市では賛否の激論が戦わされた。

賛成派は、すでにインターネット上には、ドイツ国外に開設され、ドイツ人の参加を取り締まるのが難しいオンラインカジノ・サイトが約2000あること、この内ゲームの公正な運営に関して国家による監督を全く受けていないサイトも多数あることを挙げて、サイト増加の勢いを止めることはできないのであるから、むしろ監督の行き届いた安全で公正なオンラインカジノを運営すべきであると主張した。カジノはハンブルク市に2001年には6040万ユーロを納税し^(注11)ており、貴重な財源であることも賛成の有力な理由であろう。

反対派は、自宅で賭けに参加できるオンラインカジノは、参加者にとって、自己コントロールがきかなくなり、際限なく賭けてしまう危険があること、クレジットカード決済はさらにこれを助長することを指摘し、オンラインカジノは「麻薬でいえばヘロイン」であり、ギャンブル中毒者を増加させると警告した^(注12)。

2001年9月の市議会議員選挙で、ハンブルク市の政権は、40年以上政権の座にあったSPD（社会民主党。他党と連立していた時期もある。）からCDU（キリスト教民主同盟）を中心とする保守系の連立政権に移った。現政府は、州カジノ法を改正しないまま、新たな法規命令（2002年6月7日公布）を発してオンラインカジノを許可した^(注13)。野党SPD、GAL（ハンブルクの緑の党）は、オンラインカジノを許可するには本来州カジノ法を改正しなければならず、市議会でもこの問題について検討中であったにもかかわらず、政府が法規命令によって許可したことは議会の軽視であると非難し、この許可は違憲であるとして州憲法裁判所に提訴した。

ハンブルク市の法規命令（「ゲーム政令」）はオンラインカジノについて、概略以下のように定めている――

賭博を大ゲーム（das Große Spiel）と小ゲーム（das Kleine Spiel）に分類し、大ゲームとして、ルーレット、バカラ等と並んでオンラインルーレットを挙げる（第1条第2項第1号）。オンラインルーレットはゲーム会場で行い、電子的方法でインターネットで提供する（第1条第3項）。ゲーム禁止の対象は、18歳未満の者、収入・資産状況によりゲーム参加に適さない者等であるが、オンラインルーレットについてはさらに、ハンブルクに滞在していないドイツ人も禁止の対象とする（第4条）。賭金はゲームの開始前に各々の口座に入金されていなければならない。賭けは、入金済み、システムにより返信の形で確認されて初めて成立する（第3条第1項）。ゲームに参加するためには、写真付きの身分証明書のコピーを付して、署名した申告書類をカジノ会社に送付しなければならない。カジノ会社はこの書類を電子的方式で整備しておく（第5条第2項）。

ハンブルク市とは異なり、ニーダーザクセン州、ヘッセン州は、州のカジノ法を改正してオンラインカジノ開設の道を開いた。

ニーダーザクセン州カジノ法第9条は、州内務省に州財務省と協議した上で法規命令を発する権限を与え、法規命令が含むべき内容を列挙していた。ここに、第9号「インターネット上でゲームを提供する際に満たさなければならない特別な条件」を加えた^(注14)。

ヘッセン州の改正では、州カジノ法第2条第1項に、カジノの許可をインターネット上のカジノにも与えることができる、という第4文が追加され、さらに、インターネット上で提供できるゲームの種類、参加条件等の詳細はカジノの許可の中で定めるという第4項が追加された^(注15)。

【ギャンブル中毒】

各州のカジノ法はカジノに対する州の監督権限と不適格者に対するゲーム禁止措置を定めているが、さらに進んで、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州カジノ法には、カジノ税の一部をギャンブル中毒者のために使うという条文がある。すなわち、同州カジノ法第3条第2項第1文は、「カジノ税は、租税通則法に定める公共の目的及びゲーム中毒者の支援機関のため並びにスポーツ振興及び青少年保護のために使用されなければならない。」と定めている。^(注16)

ハンブルク市の論争でも、同市には治療を要するギャンブル中毒者が8000人いることが反対論の根拠となった。ドイツ全体では、ギャンブル中毒者は15万人と推定されている。^(注17) 前述のハンブルク市の法規命令は、第4条で、収入・資産状況によりゲーム参加に適さない者にはゲームを禁止すること、第6条第1項で、カジノ会社は、ゲームを禁止された者に対し、カジノへの立入りを禁止できることを定めている。各州の法令に同様の規定があるが、これらに基づきドイツのカジノへの立入り禁止を言い渡された者の数は3万人にのぼっている。^(注18)

中毒者の犯罪中最も有名なものは、1990年から1993年までにバーデン・バーデンのカジノに、当初は自分の財産を、さらには横領した顧客の金（そのほとんどはブラックマネー）750万マルクをつぎ込んだ銀行の支店長の事件である。^(注19)

この支店長は3年4ヶ月の自由刑の判決を受けた後、民事訴訟を起し、カジノに対し、自分のギャンブル中毒を悪用したとして金の返還と損害賠償を求めた。支店長は第一審、控訴審で敗訴し、上告したが訴えを受理されなかった。支店長は2年半の間に534回もカジノを訪れたにもかかわらず、店側は警告しないどころか、賭金の上限をはずすなどむしろ賭けを助長した点が問題となったが、控訴審のカールスルーエ上級地方裁判所は、ギャンブル中毒に

よって行為無能力となっていたという支店長の言い分を認めず、カジノには客の資産の面倒をみる義務はない、とした。^(注20)

国家が許可した賭博で破滅した市民に、国家、カジノはどこまで責任を負うのか、は常に問われる問題である。

州カジノ法の一例としてバーデン・ヴュルテンベルク州の法律の要旨を紹介する。同州のカジノは民営方式をとっている。

公認の賭博場に関する法律（バーデン・ヴュルテンベルク州）（2001年10月9日の、条文を整理し新たに公布した文言による。）^(注21)

* 州内務省の許可を得て、バーデン・バーデン、コンスタンツ、シュトゥットガルトの各市において、カジノを運営することができる。これ以外のカジノの許可については、州政府が州議会の同意を得た法規命令により定める。許可を他人に委譲することはできない（第1条）。

* 許可は公募により与える。公募については州官報に公示する。許可を申請する者は、公示に明記された必要事項を記入した書面及び証明書類等を提出する（第2条）。

必要事項とは特に次のものである。

- ・申請者の信用及びカジノ経営に関する専門性の証明
- ・カジノ経営が建築法規上・民事法上可能であることの証明を付した、カジノを運営する建物及び施設の計画図
- ・安全と秩序の確保のための方策の説明
- ・経営が経済的に成り立つことの説明
- ・第8条第2項の規定による、納付金の追加分を州に対して納めることの意味表示
- ・公示に明記された額の保証金の証明
- ・州内務省が指定した専門家による書類審査

のための費用を負担することの意思表示

*許可は書面により与える。許可の有効期間は最長10年とする。有効期間の満了の3年前に許可を更新することができる。(第3条)

*21歳未満の者は、ゲームが行われている間は、カジノに立ち入ることを許されない(第4条第1項)。

*次の者は、ゲームに参加することを許されない。(第4条第2項)

- ・ゲームに参加した場合に、自己の生計が危うくなる者又は扶養義務を履行できなくなる恐れのある者
- ・カジノの経営を委託された者、共同出資者
- ・カジノの従業員
- ・カジノの監督又はカジノ税、納付金若しくはトゥロン税^(注22)の算定及び徴収を委託された者

*許可を得た事業者は、監督官庁の事前の同意を得て、ゲーム規則を作成する。ゲーム規則その他のゲームの運営に関わる取決めは、カジノの入り口及びゲーム会場に掲げなければならない。ゲーム規則においては特に次の事項を定める(第5条)。

- ・ゲーム運営のルール。特に、賭金の上限及び下限の定め方並びにゲームに勝った場合の獲得金(Gewinn)の算定方法及び支払い方法
- ・営業時間、ゲームの種類
- ・ゲームに参加する資格の有無を審査するために、客に提供を求める情報及び証明の種類

*カジノは州の監督に服する。監督により、公共の安全秩序及び他の公共の利益を確保し、並びにこの法律及びゲーム規則の順守を保障しなければならない。特に、ゲームがゲーム規則に

則して運営され、客に対する獲得金の支払いが常に確保されなければならない。この任務のため、監督官庁は、カジノの通常の営業時間にカジノに立ち入り、営業記録を調査する権限を有する。事業者は、毎営業年の終了後6月以内に、経済監査士による監査を受けた決算書等を監督官庁に提出する義務を負う。(第6条)

*事業者は、州にカジノ税を納める義務を負う。カジノ税は、暦年の総ゲーム収益の2500万ユーロまでについてはその50%、2500万ユーロを超えて5000万ユーロまでの部分についてはその55%、5000万ユーロを超える部分についてはその60%とする。営業後3年目まではカジノ税を軽減することができる。総ゲーム収益とは、カジノがゲームのリスクを負う場合には、ゲーム賭金と客に支払われる獲得金との差額をいい、リスクを負わない場合には、カジノのゲーム関連総収入をいう。(第7条)

*事業者は、カジノ税の他に、州に対し納付金を納める義務を負う。納付金は、暦年の総ゲーム収益の2500万ユーロまでについてはその30%、2500万ユーロを超えて5000万ユーロまでの部分についてはその25%、5000万ユーロを超える部分についてはその20%とする。納付金は、さらに総ゲーム収益の12%分引き上げることができる。この場合、経済性の原則に則して十分な収益を事業者に残さなければならない(第8条)。

*カジノのディーラー等の技術者及び現金出納者(キャッシャー)は、プレゼント、チップ等を客から受領してはならない。ただし、備え付けの容器に投入される場合には許される(これを「トゥロン」という)。

事業者はトゥロンを管理し、労働法上の又は賃金協約上の協定を基準としてディーラー等に

配分する。事業者はトゥロンから予め税金（トゥロン税）を納める。税率は2001年末までは12.5%、2002年は9%、2003年は6%、2004年は3%とする。2005年以降は無税とする。労働法上の又は賃金協約上の協定を履行できない場合には、事業者の申請により、税率を引き下げることができる（第9条）。

*第7条、第8条及び第9条に定めるカジノ税、納付金、トゥロン税並びに州に納められる事業者の収益からの配分金の少なくとも50%は、次の目的のために使用しなければならない。（第10条）

- ・州の湯治場のための支出、バーデン・バーデンの温泉治療施設管理の改革
- ・観光の振興
- ・州の文化財の保護、文化振興
- ・インフラ基金
- ・その他の公益目的

*事業者は、ゲーム終了後ただちに、総ゲーム収益又は損失及びトゥロンの額を確定し、記録し、カジノ税及び納付金については毎営業日の終了時に、前月分のトゥロン税については遅くとも月の第6日までに、各々申告しなければならない。これらの税は税務署により管理される。これらの税には、この法律に別段の定めがない限り、租税通則法を適用する。（第11条、第12条）

(注)

- (1) 法務大臣官房司法法制調査部編 宮澤浩一訳『ドイツ刑法典』（法務資料第439号）法曹会 1982の訳による。
- (2) 賭博禁止規定の経緯については、
Heinz Kummer, et. al. “Die rechtliche Regelung der Glückspiele und Spielautomaten in europäischen Ländern” Kohlhammer 1981.

及び注(5)に掲げた連邦憲法裁判所の判決による。

北ドイツ連邦の1868年の法律とは、Gesetz betreffend die Schließung der öffentlicher Spielbanken vom 1.7.1868 (Bundesgesetzblatt des Norddeutschen Bundes S.367.)（公認のカジノの閉鎖に関する法律）である（未見）。

刑法典を改正する1919年の賭博禁止法とは、

Gesetz gegen das Glückspiel.Vom 23.Dezember 1919. (Reichsgesetzblatt. 1919 S.2145.)である（未見）。

(3) Gesetz über Zulassung öffentlicher Spielbanken. Vom 14.Juli 1933.RGBl. 1933 I S.480.

この法律には、帝国首相ヒトラーの署名がある。

(4) Verordnung über öffentliche Spielbanken. Vom 27.Juli 1938. RGBl. 1938 I S.955.

1933年、1934年に出された法規命令をまとめたものの。

(5) BVerfGE 28, 119

この訴訟の発端は、ヘッセン州バート・ホンブルクのカジノの従業員が、フランクフルト労働裁判所に「トゥロン」の配分についてカジノを訴えた件である。カジノでは客がディーラー等の従業員に直接チップを渡すことは禁じられている。ゲームの公正さに疑いを招くからであろう。客は備え付けの容器にチップを投入する。この容器及び投入されたチップが「トゥロン」(Tronc) とよばれる。トゥロンは通例、カジノと従業員の間で結ばれた賃金協約により配分され、従業員の収入の多くはこのトゥロンによる。なお Tronc はフランス語で「教会の献金箱」「慈善箱」を意味する。

この訴訟の件では、トゥロンの配分は、ヘッセン州の1964年の法規命令によっていた。同裁判所は基本法第126条及び連邦憲法裁判所法第86条に基づき、連邦憲法裁判所に、この法規命令の根拠となっている、1938年のカジノに関する法規命令が連邦法であるか、州法であるかの判断を仰いだのである。

(6) ebenda, S.148.

- (7) “Klage in Karlsruhe gegen Spielbankreform angekündigt.” *Stuttgarter Zeitung* 2001.7.16
- (8) ギャンブル中毒者の支援団体である Fachverband Glückspielsucht e.V. のホームページに掲載された、連邦統計庁の統計“Statistisches Bundesamt VIC-24/4-319: Einnahmen aus Glücksspielen nach Ländern, Rechnungsergebnisse 1999.”による。この資料によれば、富くじ (32億マルク)、数字ロット及びサッカーくじ (29億マルク) 等を含む、富くじ・賭博からの州の総税収は82億マルクである。
- (9) ニーダーザクセン州の法案の理由書 (注13) による。Niedersächsischer Landtag. Drucksache 14/2543. S.4. 連邦憲法裁判所がバーデン・ヴュルテンベルク州のカジノ法の一部を違憲とした2000年7月19日の決定では、この時点のドイツのカジノの数を46 (州立6、州100%出資の会社によるもの25、民営15) としている。これは支店等を含まない数と思われる。
- (10) Casinoland/Thomas Klee ホームページ
 <<http://www.casinoland.de/index.shtml>>による。本稿で「民営」とした州のうち、法律で「設置及び運営」を民間企業に許すと明記している州は4州である。法律に「運営を許す」としている2州については設置主体が州であるかどうかは不明。
- (11) “Online-Roulette: Experten besorgt.” *Hamburger Abendblatt* 2002.10.29
 ハンブルク市の1999年の税収 (Steuer 及び Abgabe) は72億6100万ユーロ、歳入総額は88億38万ユーロである。(Statistisches Bundesamt. Fachserie 14/Reihe 3.1, 1999,S.118-119)
- (12) “Das Heroin unter den Glücksspielen.” *die tageszeitung* 2002.10.28
- (13) Verordnung über die Spielordnung für die öffentliche Spielbank in Hamburg (Spielordnung). Vom 28.Mai 2002. Hamburgisches Gesetz- und Verordnungsblatt.2002 I Nr.16, S.81
 <<http://www.luewu.de/GVBL/2002/16.pdf>>
- (14) 2001年6月1日に「ニーダーザクセン州カジノ法を改正する法律案」が与党 SPD 会派により州議会に提出され、法案を付託された行政委員会が2001年12月5日に修正勧告を行い、12月12日にこの修正内容で可決された。公布は2001年12月30日であった。
- ・最初の与党案 Gesetz zur Änderung des Niedersächsischen Spielbankgesetzes. Niedersächsischer Landtag. Drucksache 14/2543.
 州議会サイトより検索 <<http://www.landtag-niedersachsen.de/Infothek/infothek.htm>>
 - ・行政委員会の勧告: Niedersächsischer Landtag. Drucksache 14/2953. 同上。
 - ・州議会での可決の日付は、Kurzbericht über Verhandlungspunkte und Beschlüsse der 91.Sitzung des Niedersächsischen Landtags am 12. Dezember 2001.による。同上。
 - ・公布された法律: Gesetz zur Änderung des Niedersächsischen Spielbankgesetzes.Vom 14.Dezember 2001.Niedersächsisches Gesetz-und Verordnungsblatt.20.Dezember 2001.55.Jhg. Nr.34 S.756.
 連邦参議院の検索サイト Parlamentsspiegel より検索。<<http://www.bundesrat.de/aktuell/index.html>>
- (15) 2002年6月3日に「ヘッセン州カジノ法及びヘッセン州の公共カジノのためのゲーム政令を改正するための法律案」が州政府により州議会に提出された。6月11日には州議会で第一読会がもたれ、法案は内務委員会に付託された。内務委員会は、与党 CDU 会派、FDP (自由民主党) 会派が2002年11月12日に提出した修正案を考慮して修正可決するよう州議会に勧告し、11月22日州議会は法案を可決した。
- ・最初の政府案: Entwurf der Landesregierung für ein Gesetz zur Änderung des Hessischen Spielbankgesetzes und der Spielordnung für die öffentlichen Spielbanken in Hessen. Hessischer Landtag. Drucksache 15/3988.

- 〈<http://141.90.2.45/cache/DRS/15/8/03988.tif>〉
- ・第一読会会議録：Hessischer Landtag. Plenarprotokoll 15/109, S.7570-7574.
 - 〈<http://141.90.2.45/cache/PLPR/15/9/109.Plenarsitzung.pdf>〉
 - ・与党の修正案：Hessischer Landtag.Drucksache 15/4585.
 - 〈<http://141.90.2.45/cache/DRS/15/5/04585.tif>〉
 - ・内務委員会の勧告：Hessischer Landtag. Drucksache 15/4626.
 - 〈<http://141.90.2.45/cache/DRS/15/6/04626.tif>〉
 - ・2002年12月10日の時点でヘッセン州議会のホームページに公開されている法律公報 (Gesetz-und Verordnungsblatt für das Land Hessen. Teil 1) には、この法律はまだ掲載されていない。
- (16) Spielbankgesetz des Landes Schleswig-Holstein (SpielbG SH).Vom 29.12.1995. GVOBl. 1996 S.78.最終改正は2001年2月15日の法律によるもの。(GVOBl. S.15)
- 〈<http://193.101.67.34/landesrecht/2186-8.htm>〉
- (17) “Sucht macht Sorge.” *die tageszeitung* 2002.10.30
- (18) “Spiel ohne Grenzen.” *Die Woche* 1999.1.22
- (19) ヘッセン州議会会議録 (注12) 中のハウプト議

- 員 (SPD) の発言。Hessischer Landtag. Plenarprotokoll 15/109, S.7571.
- (20) “Spiel ohne Grenzen.” *Die Woche* 1999.1.22
- “Casino muß süchtige Spieler nicht betreuen.” *Stuttgarter Zeitung* 2000.4.11
- による。判決は未見。
- 控訴審判決は1999年4月16日。連邦最高裁判所 (Bundesgerichtshof) の上告不受理の決定は2000年4月4日。原告は支店長ではなく、支店長に対する請求権を銀行から譲渡された企業家であるとする報道もある。
- (21) Gesetz über öffentliche Spielbanken (Spielbankengesetz-SpBG) in der Fassung vom 9. Oktober 2001. Gesetzblatt für Baden-Württemberg 2001 Nr. 15. S.571, 706 (Berichtigung)
- バーデン・ヴュルテンベルク州法令検索サイトより検索。
- 〈<http://www.vd-bw.de/navigation/web/frames-tart>〉
- (22) トウロン (注(5)を参照。) にかかる税金のこと。

(とだ のりこ・海外立法情報課)

【短信：ドイツ】

書籍価格拘束法の制定

渡邊 斉志

2002年10月1日、「出版物の価格拘束を規定するための法律 (Gesetz zur Regelung der Preisbindung bei Verlagserzeugnissen)^(注1)」が施行された。この法律は、競争制限禁止法の適用を除外されている出版物の再販制について定めたものである。

ドイツでは、古くから出版物の再販売価格の拘束 (再販売価格維持制度。以下「再販制」という。) が行われてきた。だが、それは流通業者の間で結ばれた協定に基づく制度であったため、EU 競争法上、カルテルとみなされる可能性が存在していた。そこで、こうした法的不安